

四日市港管理組合建設工事予定価格事前公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、四日市港管理組合が発注する建設工事について、入札・契約に関する情報を広く県民に公開し、公共工事に対する県民の理解を高めるとともに、より透明性を高め、公正な入札・契約手続を進めるため、予定価格の事前公表について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「予定価格」とは四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）第87条の規定に基づき定められた価格で、消費税及び地方消費税額を含む価格をいう。

2 この要領において、「事前公表」とは入札前に入札参加希望者、指名業者および県民に対し公表することをいう。

(事前公表の対象工事)

第3条 予定価格を事前公表する対象工事は、四日市港管理組合建設工事執行規則に定める工事（建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。）で競争入札に付するものをいう。

(事前公表する関連情報)

第4条 予定価格は、次の関連情報と共に事前公表するものとする。

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 予定価格（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (5) 入札予定日

なお、設計金額、基準価格、工事価格、入札書比較価格は、事前公表の対象外とする。

(事前公表の方法)

第5条 予定価格の事前公表は、発注機関の長が次の方法により行う。

- (1) 一般競争入札(事後審査型を含む。)については、公告文へ記載する方法又は閲覧に供する方法（閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧させること。以下同じ。）により公表するものとする。
- (2) 指名競争入札については、入札指名通知書へ記載するとともに、閲覧に供する方法により公表するものとする。

(事前公表の時期)

第6条 予定価格を事前公表する時期は次のとおりとする。

(1) 一般競争入札にあっては公告の時とする。

但し、公告時に予定価格が算出できないものについては予定価格を設定次第すみやかに公表するものとする。

(2) 指名競争入札にあっては指名通知の時とする。

但し、公告時に予定価格が算出できないものについては予定価格を設定次第すみやかに公表するものとする。

(閲覧の期間)

第7条 予定価格の事前公表の期間は、当該工事の契約日までとする。なお、契約日以降については、四日市港管理組合建設工事公表要領の例による。

(予定価格書の閲覧日時等)

第8条 閲覧所を設けて公表する場合、予定価格書を閲覧に供する日は、四日市港管理組合の休日を定める条例（平成元年四日市港管理組合条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

2 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(閲覧の条件)

第9条 閲覧所を設けて公表する場合、予定価格書を閲覧に供するときは、所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

2 予定価格書を汚損または毀損してはならない。

附 則 この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年6月1日から施行する。